

# I 公設浄化槽設置手続き

(業者選定から使用開始まで)

寄居町

生活環境エコタウン課

# 公設浄化槽設置手続きの流れ（業者選定から使用開始まで）

## 1. 工事業者の選定（契約）・確認事項など〔申請者↔工事業者〕

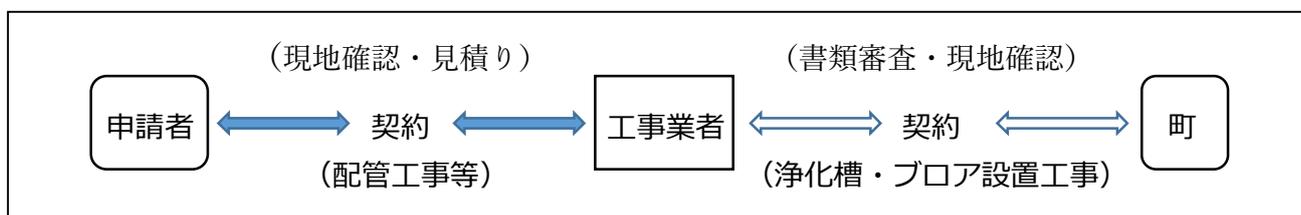
申請者の方は、公設浄化槽の設置工事と配管工事を依頼する工事業者を選定し、以下に示す確認事項等についてご相談ください。

なお、公設浄化槽本体とフロア以外の配管工事費等は申請者のご負担になります。

（※一部、補助金制度がありますので、町または工事業者にご相談ください）

### 【確認事項】

- ・用地面積や形態等、設置の可否についての確認
- ・放流先の有無についての確認
- ・申請者のご負担となる配管工事費等の見積り など



## 2. 設置申請〔工事業者→町〕

申請者または委任を受けた工事業者が町へ必要書類を揃えて申請を行います。

## 3. 設置工事計画書・分担金決定通知書の送付〔町→申請者〕

町は、申請内容の審査と現地確認を行い、工事の可否と公設浄化槽の「設置工事計画書」を申請者へ通知します。

### 【通知書類】

- ・寄居町公設浄化槽設置決定（不決定）通知書
- ・寄居町公設浄化槽設置（変更）工事計画書
- ・寄居町公設浄化槽分担金決定通知書

## 4. 工事計画の承認・分担金の納付〔申請者→町〕

### ○工事計画の承認

申請者は、町から送付された設置工事計画書を確認し特に問題がなければ、上記3で同封した「寄居町公設浄化槽設置工事計画承認書」を町へ提出してください。

### ○分担金の納付

上記3で同封した「公設浄化槽受益者分担金納入通知書（兼領収書）」に記載された金融機関または会計課で分担金を納付してください。

## 5. 町と工事業者の契約〔町↔工事業者〕

町は、上記の工事業者と契約を締結し工事を行います。

## 6. 工事完了・使用開始〔工事業者↔町↔申請者〕

○工事完了後、町は検査合格後に申請者へ「寄居町公設浄化槽設置完了通知書」を送付します。

○申請者は、町へ「寄居町公設浄化槽使用開始届出書」を提出してください。

## ■公設浄化槽設置申請書の提出について

◎寄居町公設浄化槽設置申請書（様式第1号）に、添付書類を添えて提出してください。

	書類の種類	説明
1	公設浄化槽設置申請書チェックリスト	チェックリストにより提出書類を確認
2	公設浄化槽設置申請書 （公設浄化槽事業条例施行規則 様式第1号）	申請者の記名押印のうえ、必要事項を記入
3	公設浄化槽設置に係る土地所有者等承諾書 （公設浄化槽事業条例施行規則 様式第2号）	※申請者と土地所有者等が異なる場合に提出
4	設置場所の案内図	住宅地図等
5	公図の写し	申請する住宅の敷地すべての地番が確認できる公図
6	敷地図（配置図）	敷地境界、道路、建築物の位置、公設浄化槽設置希望箇所、既存便槽等の位置、排水設備の口径・延長・勾配等を記載
7	放流先及び放流先までの経路等を記載した図面	※上記図面とあわせての作成でも可
8	住宅等の各階平面図	建物の寸法（延べ面積の算出）、間取り、排水器具等の種別を記載
9	町税の滞納がないことを証する書類 （完納証明書）	申請者本人の証明で、寄居町税務課で発行されたもの
10	水道検針・調定情報 ※浄化槽の容量を規定より小型化して申請する場合	上下水道課窓口で発行される、過去2年分の水道使用量、検針情報の記載された書類
11	住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用理由書	※通常の算定基準より小さい浄化槽の設置を希望する場合に提出※県との協議によっては減槽できない場合もあります。
12	浄化槽の仕様及び構造図	「型式適合認定書別添仕様書及び図面」を添付
13	建築確認申請書・確認済証（写） 浄化槽に関する調書（写）※	（新築の場合）確認済証のかがみ、申請書の第1面～第5面及び浄化槽に関する調書
14	放流先の占用許可書の写し	道路占用許可を取得済みの場合はその写し※単独、くみ取り転換で道路占用許可等の取得をしていない場合は、町と工事業者が契約するまでに許可取得を行いその写しを提出してください。
15	その他	

【注意】補助金（個人設置）申請の添付書類と異なります。

## ■分担金について

	分 担 金
5人槽	102,000円
7人槽	113,400円
10人槽	138,000円